

第7号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

令和３年度東大和市一般会計補正予算（第９号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和３年１２月２１日

東大和市長 尾崎 保夫

令和３年度東大和市一般会計補正予算（第９号）

令和３年度東大和市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,877,104 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,820,363 千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円	千円	千円
		8,672,118	1,877,046	10,549,164
	2 国庫補助金	2,632,228	1,877,046	4,509,274
19 繰入金		1,480,971	58	1,481,029
	1 基金繰入金	1,206,260	58	1,206,318
歳入合計		36,943,259	1,877,104	38,820,363

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円	千円	千円
		3,869,373	12,107	3,881,480
	1 総務管理費	3,034,176	12,107	3,046,283
3 民生費		19,511,048	1,864,997	21,376,045
	1 社会福祉費	6,819,956	1,217,251	8,037,207
	2 児童福祉費	8,941,401	646,157	9,587,558
	3 生活保護費	3,719,178	1,589	3,720,767
歳 出 合 計		36,943,259	1,877,104	38,820,363

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	687,165
合 計			687,165